

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

療育手帳交付システムでは、システム起動時にパスワード入力を設定しており利用者を限定している。  
また、システムの円滑な運営を目的にシステムの保守業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

## 評価実施機関名

栃木県知事

## 公表日

令和6年9月9日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳交付に関する事務
②事務の概要	<p>栃木県療育手帳交付規則等に基づき、療育手帳の交付に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②療育手帳の返還に関する事務</p> <p>③療育手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>④氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤療育手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	療育手帳交付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条1項 別表 8の項、50の項</p> <p>○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条の2、第24条の5</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>・情報照会の根拠 なし</p> <p>・情報提供の根拠 第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の項、124の項、141の項、144の項、155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3020)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館4階 栃木県保健福祉部障害福祉課(028-623-3020)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	療育手帳交付システム、中間サーバー、団体内 統合宛名システム	療育手帳交付システム、中間サーバー、団体内 統合宛名システム、住民基本台帳ネットワー クシステム	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項、33の3の項	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項、33の3の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第7条第2号、第24条の5	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、 57、79、85の2、108の項	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	特に力を入れている	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 7の項、33の3の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第7条第2号、第24条の5	○番号法第9条1項 別表 8の項、50の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第7条の2、第24条の5	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 10、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、 57、79、85の2、108の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 第2条の表14の項、18の項、20の項、25の 項、37の項、48の項、49の項、53の項、75の 項、76の項、77の項、80の項、81の項、113の 項、124の項、141の項、144の項、155の項	事後	評価書の見直しに係る修正